

第4次熊本市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画の取組について

社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会

地域福祉活動計画とは

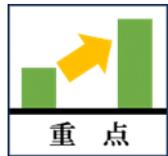
○地域福祉活動計画

地域福祉計画を実現・実行するため、社会福祉協議会の行動のあり方を定める計画であり、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

基本方針 I 地域力強化のための人材確保・育成

施策方針 1 支え合い活動推進の核となる人材の確保

事業概要(1) 民生委員・児童委員、主任児童委員への活動支援



◇業務負担軽減に向けた仕組みづくり

- 三者協議(市・市民児協・市社協)において活動環境を整備
- 活動マニュアル策定による業務の統一、負担感の軽減
- 研修動画の導入による研修時間の確保

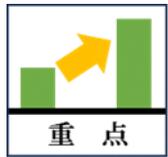
◇活動内容についての広報の充実

- ホームページの開設及び充実
- SNS(インスタグラム)を活用した幅広い世代への情報提供

基本方針 I 地域力強化のための人材確保・育成

施策方針 1 支え合い活動推進の核となる人材の確保

事業概要(2) ボランティア等の人材確保に向けた取組

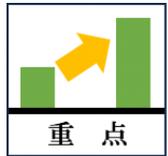


- ◇ボランティア等を地域福祉活動へと結びつけるマッチング機能強化
 - 初めてボランティア活動される方向けの講座やボランティア団体の活動紹介
 - ホームページやニーズ通信での募集や登録フォームでのマッチング
- ◇ボランティア活動に関する広報の充実
 - ホームページでの情報発信に加え、ニーズ通信での情報提供
- ◇ボランティア活動に係る保険制度の普及や充実
 - ホームページや広報紙での発信や活動者や講座等での普及啓発

基本方針Ⅱ 支え合いの地域づくり

施策方針1 住民に身近な地域での支え合い体制づくり

事業概要(3) 支え合い活動推進のためのコーディネート機能充実



◇地域住民による主体的な支え合い活動を推進するための体制づくり

- 総合相談事業を通じて多様な生活課題を抱えた住民への支援
- 民生委員・児童委員及び校区社協から相談対応・事業支援

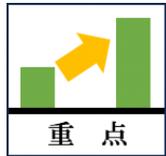


複雑化・複合化した課題へ各相談機関との連携の促進

基本方針Ⅱ 支え合いの地域づくり

施策方針2 住民主体の課題解決力の強化に向けた仕組みづくり

事業概要(1) 小学校単位の健康福祉コミュニティづくり



◇ 「校区社協行動計画」策定の推進

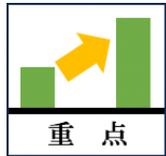
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
5校区	15校区	23校区	25校区	19校区	8校区 (予定)	95校区

- 住民アンケートや座談会等で地域課題を「見える化」
- 校区社協・関係機関・相談支援機関とのネットワークの構築
- 行動計画の推進・評価・検証・見直し

基本方針Ⅲ 多様な主体の連携・協働の推進

施策方針2 協働で取り組む災害対応力の強化

事業概要(1) 避難行動支援の仕組みづくり



◇ 「災害要援護者避難支援制度」への登録勧奨を推進

- 災害時要援護者支援制度の受託
- 自治会長、民生委員・児童委員、校区社協長へ名簿の提供
- 校区民児協定例会及び校区社協ブロック会議等での周知



自治会長、民生委員・児童委員、校区社協での協議の場を確保